

亀山市いじめ防止基本方針

平成26年1月23日
亀山市教育委員会議決

平成29年2月9日
一部改正

平成29年6月21日
一部改正

令和2年3月19日
一部改正

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、亀山市、学校、家庭、地域社会その他の関係者の連携の下、いじめ問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するため「亀山市いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめ問題についての基本的な考え方

(1) いじめ防止対策推進法について

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。これまでも学校において様々な取組が行われてきたが、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国で発生している。

そこで、社会総がかりでいじめ問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備すべく、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が成立した。

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを未然に防ぐことを目標に行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。

(3) いじめの定義

法第2条第1項では、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍す

る学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起った時のいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、上記の「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てた

り面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

2 亀山市の取組

(1) いじめについての基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、下記の意識（認識）を持つことが必要である。

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは、人権を侵害するものであり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめられている児童生徒を徹底して守り通す。
- ・いじめの認知件数が増えることが問題ではなく、積極的に認知して解消を図ることが重要である。
- ・いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは、学校、家庭、地域等すべての関係者が、総がかりで取り組むべき問題である。

(2) 亀山市教育委員会による学校支援

亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校とともに、いじめ問題に関わる当事者であることを強く認識し、責任を持っていじめ問題の早期解決に当たる。

学校は、いじめが発生したら、速やかに教育委員会に一報する。教育委員会は、学校や教職員からの経過報告や相談を受けるとともに、事案の重大性や学校の意向等を考慮しながら、指導主事の派遣、スクールカウンセラーの活用等の支援策を、三重県教育委員会、亀山警察署、鈴鹿児童相談所等との連携のもと検討し、いじめ問題の早期解決を図る。

いじめに関する通報及び相談を受けた者は、いじめに関する通報又は相談を行った者等の個人情報適切に保護するよう留意する。

教育委員会は、児童生徒の指導に係る体制等の充実のための教職員等の配置、心理・福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめ防止を含む教育相談に応じる者や、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者を確保する。また、必要に応じて、弁護士等の専門家と連携して問題解決に向け支援する。

(3) いじめ防止等に係る教職員研修の充実

教職員に対し、三重県教育委員会が実施するいじめ問題に関わる人権教育・生徒指導研修等への積極的な参加を促すとともに、亀山市生徒指導協議会等主催の研修を企画し、教職員のいじめ問題に対する資質能力の向上を図る。また、校内

研修会等に指導主事を派遣することで、教職員のいじめ問題に対する対応力を向上させたり、学校の組織的な生徒指導を推進したりする。

さらに、亀山市生徒指導協議会の場を活用し、いじめに関する事例検討を行ったり、問題解決の成功事例を共有したりしながら研修を進め、情報を共有するとともに、学校相互間の連携協力を図る。

(4) いじめの防止等のための啓発活動

教育委員会は、児童生徒が学級活動や児童（生徒）会活動の中で、いじめ防止等のために自主的に行う活動を支援する。

いじめの防止等について理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、4月と11月をいじめ防止強化月間とし、いじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組を推進し、市民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深める機会を設定する。また、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる窓口、及び関係機関と連携を図る。

(5) 道徳教育及び体験活動等の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境を作るため、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、学校における児童生徒の情報モラル教育を推進する。

(6) 亀山市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組について情報交換等を行うため、法の趣旨（法第14条第1項）を踏まえ、「亀山市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。構成は、三重県警察の警察官、三重県鈴鹿児童相談所の職員、津地方法務局の職員、教職員、市職員等とする。

(7) 教育委員会の調査機関の設置

「亀山市いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、法の趣旨（法第14条第3項）を踏まえ、教育委員会の附属機関として、「亀山市いじめ問題調査委員会」を設置する。構成は、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。

調査機関の機能は、以下が想定される。

- ・いじめ防止等のための有効な対策を検討するため、審議を行う。
- ・亀山市の学校のいじめ事案について、必要に応じて調査を行い問題の解決を図る。
- ・法第28条に規定する重大事態に係る調査を教育委員会が行う場合は、この調査機関が行う。

(8) 相談体制の充実と周知

アンケート調査や個人面談において、児童生徒自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、児童生徒にとって多大な勇気を要することを理解し、いじめ防止等に関する機関又は団体と連携し、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備するとともに、関係機関・団体等の相談窓口の周知を図る。

また、児童生徒がいじめの問題を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられる。こうした状況を早期に発見し対応するため、スクールカウンセラー等を配置することにより、各学校及び中学校区の教育相談体制の充実を図る。

亀山市いじめ等の教育相談窓口

電 話 0595-84-5077

相談日時 月～金（午前9時～午後5時）

また、その他の相談機関を学校を通じて周知する。

「こどもLINE相談みえ」

（対象）中学生、高校生（相談時間）平日の午後5時から午後9時まで

（方法）無料通信アプリLINEでの相談（相談者）臨床心理士等が対応

「いじめ電話相談」 毎日24時間 三重県教育委員会 TEL059-226-3779

「24時間SOSダイヤル」 毎日24時間 文部科学省 TEL0120-0-78310

「少年相談110番」 平日9:00～17:00 三重県警察 TEL0120-41-7867

「こどもほっとダイヤル」 13:00～21:00 TEL0800-200-2555

「子どもの人権110番」 平日8:30～17:15 法務省 TEL0120-007-110

「こども弁護士ダイヤル」 平日9:00～17:00 三重弁護士会 TEL059-224-7950

「チャイルドラインMIE」 月～土 16:00～21:00 TEL0120-99-7777

3 学校のいじめ防止等の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国や三重県の基本方針、「亀山市いじめ防止基本方針」を参考にし、自らの学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。

学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容を記載する。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」等といったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおく必要がある。

学校基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校基本方針になるようにすることが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるな

ど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

法第22条で、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことが規定された。

① 想定される具体的な役割

ア 未然防止

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

○いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の把握といじめであるか否かの判断、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校基本方針に基づく各種取組

○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

② 組織を設置する上での留意点

ア 各学校の「生徒指導部会」「生徒指導委員会」等の既存の組織を活用することは、法の趣旨に反しない。組織の名称は、「いじめ防止対策委員会」などが考えられるが、各学校の判断による。

イ 個々のいじめ事案によって、関係の深い教職員を構成員に追加したり、スクールカウンセラー等の専門的な知識を有する者を招いたりするなど、柔軟な組織とすることが有効である。

ウ 外部専門家の助言を得つつ機動的に運用ができるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者のみの会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

③組織を運営する上での留意点

ア いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、教職員はささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを全て報告・相談する。集められた情報は個別に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

イ 特定の教職員が抱え込まない仕組みづくりを行うとともに、学校基本方針の取組状況やいじめ事案への対処などについてP D C Aサイクルで検証を行う。

ウ 法第28条第1項に規定する重大事態の調査を学校が行う場合は、教育委員会と連携しながら、この組織を母体としつつ適切な専門家を加えるなどの対応を行う。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

①いじめの未然防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実をふまえ、いじめに向かわせないための取組を全教職員が計画的に取り組むことが必要である。

ア 全ての児童生徒が、安全・安心に学校生活を送ることができ、学習その他の活動に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

イ いじめに向かわない態度や能力を育成するため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により児童生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、お互いの人格を尊重する態度を養う。

ウ 全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感や自己肯定感を獲得させる。

エ 児童生徒がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取組が進むよう支援する。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

その他にも、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、教職員が個々

の児童生徒の特性を理解し、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、必要に応じて、保護者や周囲の児童生徒に対してその特性の理解を促す取組を行う。

②早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒と向き合うことにより、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査（学期に一回以上）に加え教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組む。

各学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておくものとする。

また、アンケートの実施にあたっては、適切に児童生徒の声を把握できるよう回収方法等プライバシーに十分配慮する。その際、虐待が疑われる記述等があった場合は、市へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応する。

③いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、児童生徒の心のケアや、関係機関との連携を進めるとともに、弁護士や精神科医等の医療関係者等と連携することも検討する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

・いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校におけるいじめ防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 保護者・地域の役割

(1) 保護者の役割

法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」とされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされ、いじめ防止に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

いじめ問題への理解を深めるための広報啓発活動を積極的に行うことで学校・家庭・保護者の連携推進を図るとともに、相談機関等の周知も積極的に行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

法第28条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処し速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものとする規定されている。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

①「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

ア 児童生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

②「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由と

して、自らの対応を検証することを怠ってはならない。

(2) 重大事態発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて亀山市長へ事態発生について報告する。

(3) 重大事態への調査

①調査の趣旨及び調査主体

ア 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

イ 教育委員会は、学校からの報告を受け、調査主体、組織、方法等を判断する。

ウ 学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は学校に対して必要な指導、また、人的措置を含めた適切な支援を行う。

②調査を行う組織

ア 学校又は教育委員会の調査機関が、当該重大事態に関する調査にあたる。

イ 重大事態の内容により、鈴鹿児童相談所、亀山警察署、津地方法務局等への参加要請を行う。

③調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われたどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、児童生徒が自殺等により亡くなった場合については、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省）」により適切に対応する。詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が学校又は学校の設置者が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとする。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。その際には、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめられた児童生徒の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対

するアンケート調査や聴き取り調査等に着手する。

ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指して進めていくこととする。

(4) 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明すること。説明を行う主体は、教育委員会及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合とが考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断すること。

①調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。

②調査主体（組織の構成、人選）

被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。

説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。

③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。

調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うこと。

⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

- ア 調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するか、予め説明を行うこと。
- イ 被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと。
- ウ 被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査報告書の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。アンケート調査等で得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を探ること、又は一定の条件の下で調査報告書の原本を情報提供する方法を探ることを、予め説明すること。
- エ 調査報告書を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明すること。
- オ 加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。

調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取る事。

調査により把握した情報の記録は、亀山市の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録を含む。

(5) 調査結果の提供及び報告

- ①教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。
- ②情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮することは必要であるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。
- ③調査結果については、亀山市長に報告する。
- ④調査結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場

合、当該児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、亀山市長へ報告する。

(6) 再調査

- ① 亀山市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。
- ② 再調査に必要な組織（亀山市いじめ再調査委員会）については、亀山市長が設置する。
- ③ 亀山市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じるとともに、亀山市長は再調査の結果を議会に報告する。